

「高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案」に関する大野功統議員からの質問について、山井和則が答弁

○大野功統君 自由民主党の大野功統でございます。

自由民主党並びに公明党を代表して質問をさせていただきます。(拍手)

私は、まず、昨日、イラクにおきまして三人の日本人が人質として拘束された、この卑劣な、理不尽なテロ行為に対して、激しい怒りの念を表明させていただきます。(拍手)

自衛隊は、平和の使者として、人道支援のためにイラクへ行っているわけでございます。何の関係もない民間人をどうして人質として拘束しなきゃいけないのか。一日も早く、一刻も早く、三人の同胞が無事解放されることを心からお祈り申し上げるものであります。(拍手)

政府におかれましては、三人の救済のために、救援のために、全力を尽くしていただきたい。そして、かかる卑劣で理不尽なテロ行為には絶対屈しない、こういう姿勢を示していただきたいと思っております。(拍手)

さて、民主党が年金法案を出していただくということを聞きまして、今日まで心待ちにいたしておりました。年金というものは数理の世界でございますから、哲学に支えられた、哲学に裏打ちされた、きらきらと光る、意味のある数字がちりばめられているだろう、こういう期待を持っておりましたが、対案のどこを探してもこの数字が入っておりません。

この程度の場合であれば、皆さん、四月一日には政府案をこの本会議で趣旨説明しているわけでありまして、なぜそのとき出していただけなかったんだらうな。そうすれば、この本会議は一回で済んだのであります。残念で仕方ありません。(拍手)

数字のない対案でありますから、給付の水準も負担の水準もわかりません。全く不透明であります。しかし、ただ一つわかっていること、これは大増税があるということでありまして。しかも、この大増税は、民主党案によりますと、改革を実行する前に前倒しする、こういうことでありまして。また、このまま五年間は、国会の中で調査会を設けて、調査会で議論しているだけでありますから、言ってみれば、この民主党のお出しになった法案というのは、年金不透明法案、大増税法案、年金改革先送り法案という以外に言いようがありません。(拍手)

皆さん、年金制度は負担と給付の助け合い、この助け合いを税で、税がわき役として支えているんです。これが本質なんです。

政府案では、急速な少子高齢化の進行が見込まれる中で、厚生年金の保険料率を一三・五八%から一八・三%に引き上げる、これをお願いしております。給付は、現役世代の五〇%以上。そして、わき役の税金につきましては、この助け合いに、基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一に引き上げる。これによりまして、百年先まで揺るぎのない年金制度を確立いたしました。しかも、この厚生年金保険料率の一八・三%というのは、他の諸外国に比べて決して高くないんです。

ところが、民主党案を見て私はびっくりしました。いつの間にか、税金というのは年金制度助け合いのわき役である、そのわき役である税金が主役に躍り出ているんです。保険料の引き上げという大変厳しい、大変厳しい課題を避けて通って、不足する財源はすべて税金におんぶする。こういう考え方では、私は、民主党の法案に対して別の名前を差し上げたい。保険料負担の増加に反発する一部勢力におもねる選挙対策法案じゃありませんか。(拍手)

しかし、せっかくの機会でございます、せっかくの機会でございます。不透明だからよくわかりません、わかりませんが、私の勤を働かせて、そして足りないところは想像力で補いながら、民主党の対案に対して質問をさせていただきます。

第一は、民主党の所得比例年金、この所得比例年金の保険料部分というのは、積立方式という考え方に基づいておりますから、助け合いという考え方が全然ないんです。先ほど申し上げましたとおり、年金制度は助け合いが基本であります。この助け合いという基本的な考え方を民主党の皆様は放棄されたんでしょうか。

また、民主党案では、税金がどのように投入されているのか、具体的姿が明らかになっていません。最低保障年

金の額は幾らなのか、そして、どのぐらいの所得比例年金をもらう人までこの最低保障年金が行き届いていくのか、これはどうか明確なお答えをちょうだいしたい。

政府案においては、厚生年金は、一三・五八%から一八・三〇%まで引き上げられます。いわば四・七二%引き上げるわけであります。しかし、サラリーマンという目で見れば、この負担増は半分の二・三六%であります。

民主党案では、この保険料引き上げには反対をしておいて、そのかわり三%程度の消費税、これは私の想像です、三%というのは、三%程度の消費税引き上げを主張されております。ただ、三%というのは、私の計算では、まことに甘い計算、まことに甘い試算でありまして、給付水準を今のままで下げないとすれば、六%程度の消費税引き上げが必要だと考えております。

いずれにせよ、本人及び事業主の負担をふやさないで、その分を、所得の少ない人に同じく負担させる逆進性の強い消費税によって家計にすりかえていく、家計に転嫁していく、このことをどうお考えでしょうか。政府案におけるサラリーマン本人の負担増は二・三六%であります。この二・三六%と、民主党案において家計が負担する消費税増三%、私の解釈では三から六%でありますけれども、どうぞ比喩の上でお答えください。

また、長年保険料を払ってきたお年寄りが年金を受給するときに、また改めて高い消費税を払わなきゃいけない。皆さん、これはお年寄りには二重負担じゃありませんか、二重払いじゃありませんか。これでは、まさにお年寄りいじめの法案としか言いようがありません。(拍手)

さらに、民主党案には、保険料の労使負担の割合が明記されていません。法案の第七条三項では、事業主は保険料の一部を負担するとありますが、この「一部」とは具体的に幾らでしょうか。

民主党案では、所得比例年金の財政は賦課方式によるしつつ、支払う保険料の総額と受け取る年金の総額が等しくなるように年金額を定めることとしてあります。あたかも、払ったものがそのまま戻ってくる積立方式のような仕組みとしております。

しかし、賦課方式のもとでこのようなことが可能なのでしょうか。このことが可能となるためには、合計特殊出生率が二・〇程度あって、現役世代の人口規模が一定に保たれることが条件であります。このような方式を採用したスウェーデンでは、将来の出生率が一・八まで回復し、移民の流入も含めれば現役世代の人口規模は縮小しないという前提でやっております。

民主党の皆さんは、政府案が二〇五〇年に出生率が一・三九となる人口中位推計を基礎としていることについて、これは前提が甘いねとさんざん批判してこられました。しかし、考えてみますと、その人口中位推計あるいはそれ以下の出生率のもとで、果たして、払ったものがそのまま戻ってくる所得比例年金が将来にわたって維持できる見通しがあるのか、明快な、明確な答弁を求めます。引き続き少子高齢化の進行が見込まれる我が国の状況においては、民主党の所得比例年金という家は、まさに砂上の楼閣でしかありません。(拍手)

さらに、払ったものが戻ってくる民主党案の所得比例年金の骨格には、残念です、遺族年金や障害年金が入り込む余地はありません。この法案における遺族年金や障害年金の位置づけは一体どうなっているのでしょうか、はっきりお答えください。(拍手)

次に、年金の給付水準についてお尋ねいたします。

この法案には、年金目的消費税の税率についても、年金の給付水準についても、明確な記述、明確な数字がありません。一体、どれだけ消費税を引き上げて、どのような給付水準とするか、教えてください。ぜひ、お願いいたします。

日本人のDNAは、安心であります。年金の給付水準が明らかにならないのでは、国民は不安を覚えるだけあります。民主党のお考えでは、少子高齢化が進んで、お年寄り一人を現役世代一・四人で支えるようになる二〇五〇年ころまでに、積立金を取り崩して使ってしまうということのようではありますが、それでは、積立金がなくなった後に受給者となります若者や子供たち、今から生まれてくる赤ちゃんの年金は一体どうなるのでしょうか、心配でたまりません。どうか教えてください。

また、最低保障年金の支給の仕方にもよりますが、民主党案では、所得の高い人は所得比例方式によって高い年金となり、所得の低い人は最低保障年金を受けられる、しかし、そのしわ寄せはすべて中堅の所得の人に行くのではないのでしょうか。

最後に、年金の一元化について一言申し上げます。

一元化については、さきの与党合意においても、将来の課題としているところであります。一元化に当たっては、乗り越えなげない高いハードルがいっぱいあるからです。

例えば、一号被保険者の所得の把握であります。もう一つは、一号被保険者の保険料負担の問題であります。倍の負担をしなげない。さらに、パートやアルバイトの問題については、我が党ではヒアリングを行いました。現状では、パートで働く人や事業主など関係者の理解を得るのは難しい問題であります。

このように、一元化については、すぐに解決しがたい問題もあり、コンセンサスもまだでき上がっておりません。したがって、まず、給付と負担、税のあり方を明確にし、年金という助け合いの家、これを支える大黒柱である負担と給付、この負担と給付を百年間揺るぎのないものとする、すなわち、政府案をいち早く成立させることが、今一番大事なことであります。(拍手)

その上で、年金という家の中にある国民年金という部屋、厚生年金という部屋、そして共済年金という部屋、この三つの部屋を一つにする、ワンルームにするリフォームという課題については、公平という観点から、将来の課題としてお互いに取り組んでいこうではありませんか。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔古川元久君登壇〕

○古川元久君 大野議員の御質問に対しまして、まずは私から御答弁させていただきます。

まずは、冒頭の助け合いについてでございますが、政府が年金制度を世代間扶養と説明するように、年金制度の助け合いの場合の助け合いとは、主に世代間の支え合いを指しているというふうに考えております。

今回の私どもの案では、社会保険と、そして税との性格というものを明確にしております。社会保険においてはリスク分担を主たる役割とするものであり、同時に、社会保険においては、原則として負担と受益の関係が明確であるべきだというふうに考えております。しかし、現行の年金制度は、社会保険といいながら、ここに再配分機能を持ち込んでいます。そのことが負担と給付の関係を不透明にし、それが制度への不信感を高めている一因であると考えております。

再配分を担うのは基本的に税の役割でありますので、その意味で、税を低額の年金受給者に重点的に投入する私ども民主党案こそ、保険料と税との役割を明確にし、社会全体による助け合いを具体化するものであると考えます。(拍手)

次に、最低保障年金についてでありますけれども、最低保障年金額の水準は、国民の税負担に直結する問題であり、政府から正確な資料の提供がない段階で、軽々に法案にその額を明記することはできません。ただし、最低保障年金の性格から、現在の国民年金のモデル年金額が一つの目安になることは事実だと考えます。

実際の金額につきましては、新制度を検討する中で、高齢者等の生活の安定を確保する額としてどの程度が適当なのか、正確な情報に基づいて、国会に設置する年金制度改革調査会の中で国民的な議論を踏まえた上で決めるべきものと考えます。(拍手)

最低保障年金の給付対象範囲につきましては、少なくとも平均的な所得層までは支給することを想定しております。具体的には、政府がモデル年金としております平均標準報酬月額の方には、最低保障年金の給付対象となるように制度設計をしたいと考えております。

事業主が保険料の一部を負担するという点について、「一部」とは具体的に幾らかという質問であります。被用者の場合、雇用主、被用者、それぞれが折半することが原則になると考えております。

人口中位推計あるいはそれ以下の出生率において、払ったものが戻ってくるという所得比例年金の原則が将来にわたって維持できる見通しなのかというお尋ねがありましたが、私たちは、政府の示している基礎的資料の数字については大きな疑問を持ってはおりますけれども、現状、私たちが試算のベースにする数字については、政府が公開しているものを前提とせざるを得ません。

今回の試算においても、基本的には、政府が公開する資料をもとに行っており、これに基づけば、私どもの案では、百年は優に払ったものが戻ってくる状況は維持できるものと考えます。もしそれが違うというのであれば、それは政府の資料が違うということでありましょうか。(拍手)

さらに、坂口厚生労働大臣を初め、政府は、将来にわたって払った保険料の倍は戻ると断言しております。ところが、坂口大臣は、先日、現在よりも高い出生率である一・三九を維持できなければ、年金どころか日本社会が維持できないと、年金制度が崩壊することを断言しています。

大野議員の質問は、既に、低出生率の場合に給付水準どころか年金制度そのものが維持できないと断言している政府に対して向けられるべきものと考えます。(拍手)

次に、積立金がなくなり後世代の年金はどうなるかとの御懸念でございますが、私どもの案では、人口構成の最も悪化する二〇六〇年ころに向けて積立金を取り崩していく予定であります。積立金がなくなることはありません。

また、二〇五〇年代には、現行制度を含む裁定者はいなくなり、新制度が成熟してまいります。新制度では、保険料は所得比例年金の財源へ、国庫は最低保障年金の財源へと、それぞれの区分が明確になりますので、政府案のような、保険料と国庫と運用収入が混在して全体を支えているため運用収入がなくなると大変なような、そういう制度ではないので、御心配のような状態には陥らないと考えております。(拍手)

私の最後の答弁は、最後の質問でありました中堅所得層へのしわ寄せについてであります。民主党案に基づいて、所得比例年金と最低保障年金の合計額で政府のモデル世帯のケースで試算すれば、二〇二五年度の給付水準は五〇％程度となり、政府案の試算に遜色のない結果を得ています。また、所得の低い層ほど、最低保障年金によって政府案に比べ所得代替率が高くなっております。したがって、中堅層にしわ寄せが行っているという御指摘は当たらないと考えております。

私からは、以上であります。(拍手)

〔五十嵐文彦君登壇〕

○五十嵐文彦君 私から、主に税に関する部分について答弁を申し上げます。

大野議員とは、大蔵委員会、与野党の筆頭をやりまして、大変尊敬をする議員でございますけれども、今、答弁に入ります前に、大野議員からいただきました、消費税の額が我が党案ですと六％になるという御発言がありましたけれども、その根拠は私はないと思っております。

出どころが厚生労働省と思われましても、私どもで確かめましたところ、厚生労働省では、民主党案は消費税六％ではない、そんな発言はしていないということを言っておりますので、間違ってお使いになった、そうでなければ根拠をはっきりお示しいただきたい、そう思うわけでございます。(拍手)

それでは、答弁に入ります。

第一に、消費税についてであります。

まず指摘させていただきたいのは、自民、公明の与党は、昨年末において、この年金改革と一体で、二〇〇七年度から消費税の引き上げを合意しました。この与党の消費税の引き上げが逆進性に問題がなく、民主党のみ引き上げれば逆進性が高いと言われるのか、理解ができません。(拍手)

さらに、確かに消費税には一定の逆進性がございまして。年金保険料と比べた場合、しかし、どちらが逆進性が高いか。私は、実は保険料の方が高い、こう思っているわけでございます。

標準報酬月額には、御存じのとおり、上限がございまして。その上限額を超えた、こういった場合には賦課ベースは当該上限額にとどまるわけでありまして、これは実は逆進性が高いということになります。また、国民年金に至っては定額でございまして、これは逆に逆進性が極めて高いということになるわけでありまして。加えて、消費税はまだ選択の余地があります。しかし、年金保険料には選択の余地がないんです。消費税と年金保険料を比べた場合、保険料の方が逆進性が高いのは、したがって、明らかであります。(拍手)

この逆進性の高い保険料を三五％も引き上げる案を提示されているのが与党でございまして、政府でございまして。みずからの逆進性に全く触れないということはいかがかと思えます。正確な説明をしていただきたいと思います。

しかし、私たちが国民負担を保険料ではなく消費税に求める主な理由は、逆進性にあるわけではありません。政府提案の保険料引き上げは、余りにも無謀であります。景気状況を全く勘案せずに、自動的に今後十四年間保険料を引き上げ続けるというのは、常識では考えられません。

中小企業、中堅企業の皆様と私、あちこちで話をしておりますけれども、これ以上の社会保険料の負担増には

耐えられない、こういう企業が中小企業初めたくさんあるわけでありまして。これ以上引き上げれば、空洞化をもたらします。どんどん正規雇用から非正規雇用に移り、結果的に皆さんの年金保険料の計算も合わなくなってくるんです。(拍手) 日本全体を崩壊させる可能性があり、公的年金制度はつぶれてしまうんです。

既に約束した給付は、原則として実施をしなければなりません。しかし、その不安を現役世代に集中すれば、社会全体が成り立たなくなる可能性があるわけでありまして。これを回避するために、私たちは、消費税で対応すべきだと訴えているわけでありまして。(拍手)

次に、年金目的消費税の税率と、これによる給付水準についてお答えを申し上げます。

まず最初に申し上げたいのは、年金制度において、負担と給付が重要であることは当然であります。しかし、財源は、保険料と運用収入と国庫負担以外にないんです。給付は、社会保険制度を基盤とする以上、基本的には、負担と比例的な関係になる以上、給付と負担はだれがやっても実は余り大差がないんです。

今回の改革の最大の眼目は、国民の公的年金制度に対する信頼を回復することでありまして。公平で、透明で、持続可能な、ここが大事なんです、持続可能な年金制度をつくることによって、国民の不信を払拭し、その上で必要な負担を国民に求めなければ、年金制度は崩壊をしてしまうんです。

その前提に立った上で、負担については、年金保険料を現行の一三・五八%で据え置く一方で、年金目的消費税を創設することで必要な財源を確保したいと考えております。現段階の……(発言する者あり) 大事ですから聞いてください。現段階の試算では、年金目的消費税三%で三十年間程度は年金財政は健全な状態を維持することができます。

これに対する給付についても、政府と大体同じ規模を考えております。その結果、給付水準においても、基本的に政府案と同じ水準を想定いたしているわけでありまして。具体的な水準については、先ほど古川議員から説明がありましたので、省略をさせていただきます。

以上です。(拍手)

〔山井和則君登壇〕

○山井和則君 引き続き、大野議員の質問に答弁を申し上げます。

まず最初に、抜本改革案を出してから、いろいろな批判を与党はやっていただきたいと思っております。(拍手) 小泉首相が一元化が望ましいと言いつつも、その案も出さずに批判ばかりする資格はありません。

さて、本法案におきましても、障害年金、遺族年金を強く意識しております。法案名に「高齢期等」とあるのは、高齢年金ばかりでなく、遺族年金、障害年金を含んだ法案であることを意味しております。(拍手)

本法案におきましては、最低保障年金と二分二乗方式という新しい方式により、すべての人々に安心感を保障しております。障害年金や遺族年金のあり方も、当然そのことを前提に変わりますが、新たな制度創設に伴い、年金制度改革調査会においてしっかり安心できる制度にしていきたいと思います。

高齢者の消費税については、そもそも、与党は昨年末に、二〇〇七年度の消費税の引き上げを既に決めております。(拍手) 結局、与党は、消費税も年金保険料も上げる、ダブルの負担増であります。

また、保険料を毎年一兆円引き上げる政府案は、厚生年金加入者や事業主にとって耐えられないものであります。そのしわ寄せは、結局は雇用に及び、正規雇用のリストラにつながります。つまり、政府案は、正規雇用削減法案、リストラ推進法案であります。(拍手)

この十四年連続の社会保険料の引き上げは、日本の雇用と経済を崩壊させます。このような深刻な現状を考えたときに、保険料の引き上げによる年金制度の維持は不可能であり、我が党は、抜本的改革の中で年金目的消費税が必要だと考えております。

以上で答弁を終わります。(拍手)